

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人九州半導体・デジタルイノベーション協議会（以下この法人という。）の会員について定める。

(会員の種類)

第2条 この法人における会員の種類を以下の通りとする。

- 2 正会員は、この法人の活動を推進する法人、個人及びこれらの者を構成員とする団体とする。
- 3 個人会員は、この法人からのサービスを楽しむ個人とする。
- 4 賛助会員は、この法人からのサービスを楽しむ法人とする。
- 5 特別会員は、この法人の活動を支援する国の機関及び半導体・デジタル関連産業の振興に特に貢献のあった者とする。

(権利)

第3条 正会員は、この法人の事業の提案及びこの法人の行う各種サービスを楽しむ権利を有する。

- 2 個人会員、賛助会員及び特別会員は、当法人の行う各種サービスを楽しむ権利を有する。なお、賛助会員は、第1項の行為において、正会員の支援及び援助に繋がる場合は、正会員と協働した第1項の行為に参加することができる。

(会員の資格の取得：入会)

第4条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込をし、会長の承認を受けなければならない。

- 2 法人又は団体たる会員は、法人（賛助会員の場合は事業所）又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者1名を定め、会長に届け出なければならない。

(暴力団員等の排除)

第5条 次のいずれかに該当する者は、会員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団の構成員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(会費)

第6条 会員は、会員になるとき別に定める会費規程に応じた会費の額を支払うものとする。

(任意退会)

第7条 会員は別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することがある。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 第6条の支払義務を一年以上履行しなかったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、除名の決議があったときは、除名した会員にその旨を書面により通知する。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会費等の不返還)

第10条 会員がその資格を喪失したときは、会費その他の財産は返還しない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

[附則]

- ・この規程は令和5年4月3日から実施する。
- ・令和5年2月1日（制定）